

目 次

○ 長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について .....	1
○ 令和5年度事業計画及び予算について .....	2

公告第10号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款の一部を下記のとおり変更することについては、令和5年3月6日招集の第176回組合会において議決され、令和5年3月8日付けで総務大臣に認可申請を行ったところ、令和5年3月30日付け総行福第87号をもって認可されたので公告する。

令和5年4月3日

長野県市町村職員共済組合  
理事長 金子 ゆかり

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第2号）の一部を次のように変更する。

第40条第1項の表中「1,000分の47.50」を「1,000分の49.00」に、「1,000分の2.35」を「1,000分の2.80」に改める。

第40条の2中「1,000分の95.00」を「1,000分の98.00」に改める。

第41条の2中「令和4年度」を「令和5年度」に、「2,110円」を「1,365円」に改める。

附則第11項中「と、「退職等年金預託金管理経理、」とあるのは、「退職等年金預託金管理経理、経過の長期預託金管理経理、」を削る。

附 則

- 1 この変更は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条第1項及び第40条の2の規定は、令和5年4月分以後の掛金及

び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

公告第11号

令和5年度事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の令和5年度事業計画及び予算については、令和5年3月6日招集の第176回組合会において議決されたので公告する。

令和5年4月3日

長野県市町村職員共済組合

理事長 金子 ゆかり